

(6) 「現役並み所得」「一定以上所得」の判断基準③

論点

- 制度の現状等を踏まえ、「現役並み所得」「一定以上所得」の判断基準をどのように考えるか。
- その際、本年10月に施行された、後期高齢者医療制度の患者負担2割（一定以上所得）の判断基準が、後期高齢者の所得上位30%（※）とされていることとの関係をどのように考えるか。

（※）現役並み所得者を含む割合